

子育て対応改修に係る所得税額の特別控除 (適用期限：～令和10年12月31日)

一定の個人が、自己の居住の用に供する家屋に子育て対応改修工事を行った場合又は子育て対応改修工事と併せて増改築等工事を行った場合について、以下の控除額（10%・5%控除対象金額の合計）が所得税から控除されます。減税対象となる一定の子育て対応改修工事は、2ページ目に記載しています。

10%控除 上限：250万円

対象：子育て対応改修に係る標準的な工事費用相当額の合計額： $A \times \text{※}^1 \times \text{※}^2$ のうち、

250万円まで > 上限額までの標準的な工事費用相当額の合計額： B

250万円を超えるとき > 250万円

5%控除 上限：①または②まで

Aのうち10%控除限度額を超えた額 $[A - (B \text{ または } 10\% \text{ 控除の上限額})]$ とその他の増改築の費用の額 $\times \text{※}^1 \times \text{※}^3$ の合計で、①・②のいずれか少ない方まで

① 1000万円 － $[10\% \text{ 控除の額 } (B \text{ または } \text{上限額})]$ の額

② Aの額（子育て対応改修以外の改修工事を行っている場合、Aの合計）

※¹ 補助金等の交付がある場合は、補助金等の額を差し引いた後の金額です。

※² 標準的な工事費用相当額とは、国土交通省告示第304号にて定められているものです。対象となる子育て対応改修にかかる工事及び金額は、告示内の表で掲げられているものとし、実際にかかる工事金額ではありません。4ページ目に記載しています。

※³ 一定の増改築等：第1号～第6号工事のいずれかに該当する工事で、実際に当該工事に要した額(税込)が対象です。6ページ目に記載しています。

一定の子育て対応改修

以下に掲げる工事です。（令和6年国土交通省告示第305号）

対象となる工事	詳細な内容
1. 住宅内における子どもの事故を防止するための工事で、次のいずれかに該当するもの	A 柱壁等の出隅等の衝突防止工事（面取り加工等）
	B クッションフロアへの交換工事
	C 衝撃緩和畳への交換工事
	D 転落防止手すりの設置工事
	E 指はさみ事故防止のためのドア交換工事
	F チャイルドフェンス設置工事
	G 感電防止のためのコンセント工事
2. 対面式キッチンへの交換工事	-
3. 開口部の防犯性を高める工事で、次のいずれかに該当するもの	A 防犯性能のある玄関ドアへの交換工事
	B 割れにくい窓への交換工事
	C 面格子設置工事
4. 収納設備を増設する工事	-
5. 防音性を高める工事で、次のいずれかに該当するもの	A 開口部（窓）の防音性を高める工事
	B 界壁の防音性を高める工事（マンションのみ）
	C 界床の防音性を高める工事（マンションのみ）
6. 間取り変更工事で、次のいずれかに該当するもの	A 間仕切壁の設置又は解体のみを行う工事
	B 間仕切壁の設置又は解体以外の修繕又は模様替を伴う工事
	Bと併せて行う調理室の位置を変更する工事
	Bと併せて行う浴室の位置を変更する工事
	Bと併せて行う便所の位置を変更する工事
	Bと併せて行う洗面所の位置を変更する工事

減税の適用を受けるための要件

- ①減税申請者は、次のいずれかに該当する者であること
 - I 19歳未満の扶養親族を有している者
 - II 申請者又はその配偶者が40歳未満であること
- ②減税申請者が所有し、かつ主として居住の用に供する家屋であること
- ③子育て対応改修工事の標準的な工事費用相当額から補助金等を差し引いた額が、50万円を超えていること
- ④店舗等併用家屋の場合は、工事費用のうち2分の1以上が自己の居住用部分であること
- ⑤床面積が登記簿表示上で40㎡を超えていること（所得1,000万円超は50㎡）
- ⑥店舗等併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること
- ⑦住宅の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
- ⑧合計所得金額が2000万円以下であること
- ⑨改修工事を行い、令和10年12月31日までに居住の用に供していること

適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、以下の書類を税務署に提出してください。

- ①確定申告書
- ②住宅特定改修特別税額控除の計算明細書
- ③登記事項証明書
- ④増改築等工事証明書※5
- ⑤補助金等の交付を受けている場合は、金額が明らかな書類 等

※5 増改築等工事証明書は、
（1）登録された建築士事務所に属する建築士、
（2）指定確認検査機関、
（3）登録住宅性能評価機関、
（4）住宅瑕疵担保責任保険法人
のいずれかが発行。

標準的な工事費用相当額

(令和6年国土交通省告示第304号)

以下の表の左欄の項目に応じ、中欄の金額に右欄の単位を乗じたものの合計額です。

子育て対応改修工事内容			単位 あたりの金 額	単位
住宅内における 子どもの 事故を 防止する ために 行う工事	壁又は柱の出隅を子どもの衝突による事故の防止に資する構造のものに改良する工事		11,000円	箇所数
	床仕上げ材を子どもの転倒による事故の防止に資する構造のものに改良する工事	衝撃緩和型畳床への取り替え	8,300円	施工面積 (㎡)
		クッションフロアへの取り替え	7,000円	施工面積 (㎡)
	転落防止のための手すりを取り付ける工事	バルコニーへの取り付け	13,500円	手すりの長さ (m)
		二階以上の窓への取り付け	20,300円	手すりの本数 (本)
		廊下又は階段への取り付け	36,300円	手すりの長さ (m)
	室内ドアを子どもの指の挟み込みによる事故の防止に資する構造のものに取り替える工事		104,500円	箇所数
	チャイルドフェンスを取り付ける工事	造作工事	115,000円	箇所数
		既製品の取り付け	15,000円	箇所数
	コンセントを乳幼児の感電による事故の防止に資するものに取り替える工事	シャッター付きコンセント	4,000円	箇所数
乳児の手が届かない高さへの移設		7,100円	箇所数	
対面式キッチンに取り替える工事			1,477,200円	箇所数

標準的な工事費用相当額（2）

（令和6年国土交通省告示第304号）

以下の表の左欄の項目に応じ、中欄の金額に右欄の単位を乗じたものの合計額です。

子育て対応改修工事内容		単位あたりの金額	単位
住宅内における子どもの事故を防止するために行う工事	壁又は柱の出隅を子どもの衝突による事故の防止に資する構造のものに改良する工事	11,000円	箇所数
開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事	玄関ドアの取り替え	396,500円	箇所数
	サッシ及びガラスの取り替え	57,400円	開口部の面積（㎡）
	面格子の取り付け	55,400円	箇所数
棚その他の収納設備を増設する工事		163,900円	収納設備の水平投影面積（㎡）
開口部、界壁又は界床の防音性を高める工事	窓の工事	52,400円	窓の面積（㎡）
	界壁の工事	17,400円	施工面積（㎡）
	界床の工事	39,900円	施工面積（㎡）
以下の間取り変更工事 ・子ども部屋の増設 ・水回りの近接 ・子どもを見守りやすい間取りへの変更	A：間仕切壁の設置又は解体のみを行う工事	159,400円	箇所数
	B：間仕切壁の設置又は解体以外の修繕又は模様替を伴う工事	26,800円	施工面積（㎡）
	Bと併せて行う調理室の位置を変更する工事	1,346,900円	-
	Bと併せて行う浴室の位置を変更する工事	971,100円	-
	Bと併せて行う便所の位置を変更する工事	402,100円	-
Bと併せて行う洗面所の位置を変更する工事		481,200円	-

一定の増改築等

住宅ローン減税（増改築）対象となる工事で、具体的には以下の第1号～第6号工事のいずれかに該当する工事

（費用は、実際に当該工事に要した費用の税込みの額）

（租税特別措置法施行令第26条第33項）

分類	対象工事
1号工事	増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕・模様替え 大規模の修繕・模様替え：建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替え）
2号工事	マンション等の区分所有する部分について行う以下①～④のいずれかに該当する修繕・模様替え ① 主要構造部である床等の過半について行う修繕又は模様替え ② 主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替え ③ 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴う者に限る） ④ 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え （遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る）
3号工事	家屋のうち①居室、②調理室、③浴室、④便所、⑤洗面所、⑥納戸、⑦玄関、⑧廊下のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替
4号工事	新耐震基準に適合させるための修繕・模様替（耐震改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外）
5号工事	一定のバリアフリー改修工事に該当する工事（バリアフリー改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外）
6号工事	全ての居室の全ての窓の断熱改修工事及びこれと併せて行う床、壁、天井の断熱改修工事（省エネ改修に係る所得税額の特別控除の場合は対象外） （住宅性能評価書又は長期優良住宅の認定通知書によって改修後の住宅の断熱等性能等級が一段階以上向上することが証明される場合は、居室の窓の断熱改修工事を行った場合も対象）

適用対象となる子育て対応改修

適用対象工事に該当するか否かは、令和6年国土交通省告示第305号に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。

●（１）住宅内における子どもの事故を防止するために行う工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 壁又は柱の出隅を子どもの衝突による事故の防止に資する構造のものに改良する工事

出隅をR加工等により丸い形状に加工する工事又は出隅にクッションカバー等の緩衝材を取り付ける工事をいい、緩衝材の取付けの場合は、住宅に固定されていないもの又は容易に取り外しできるものは含まれない。

② 床仕上げ材を子どもの転倒による事故の防止に資する構造のものに取り替える工事
（（５）③に該当する工事を除く。）

床仕上げ材を2018年に改正された日本産業規格A6519に規定する硬さ（Gs）が980m/s²以下の衝撃吸収性を有するものに張り替える工事又は畳を日本産業規格A5917に規定する衝撃緩和型畳床に張り替える工事をいう。なお、本基準を満たす床の張り替え工事であって、（５）③の工事にも同時に該当する場合、当該工事は（５）③に該当するものとする。

③ 転落防止のための手すりを取り付ける工事（施工後に新たに評価方法基準第5の9の9-1（3）イ④のbからdまでに掲げる基準に適合することとなるものに限る。）

手すりを転落防止を目的として取り付けるものをいい、外部の地面、床等の高さが1メートル以下の部分や開閉できない窓に取り付ける場合は対象とならないほか、住宅に固定されていないもの又は容易に取り外しできるものは含まれない。

また、評価方法基準第5の9の9-1（3）の等級2の基準に適合することを求めており、具体的には以下のような内容である。

(i) 次の表の左欄の各空間ごとに、右欄の基準に適合していること。

空間	手すりの設置の基準
バルコニー	・腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650mm 以上1,100mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm 以上の高さに達するように設けられていること。 ・腰壁等の高さが300mm 以上650mm 未満の場合にあっては、腰壁等から800mm 以上の高さに達するように設けられていること。 ・腰壁等の高さが300mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm 以上の高さに達するように設けられていること。
2階以上の窓	・窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）の高さが650mm 以上800mm 未満の場合にあっては、床面から800mm（3 階以上の窓にあっては1,100mm）以上の高さに達するように設けられていること。 ・窓台等の高さが300mm 以上650mm 未満の場合にあっては、窓台等から800mm 以上の高さに達するように設けられていること。 ・窓台等の高さが300mm 未満の場合にあっては、床面から1,100mm 以上の高さに達するように設けられていること。
廊下及び階段（開放されている側に限る）	・腰壁等の高さが650mm 以上800mm 未満の場合にあっては、床面（階段にあっては踏面の先端）から800mm 以上の高さに達するように設けられていること。 ・腰壁等の高さが650mm 未満の場合にあっては、腰壁等から800mm 以上の高さに達するように設けられていること。

(ii) 転落防止のための手すりの手すり子で床面（階段にあっては踏面の先端）及び腰壁等又は窓台等（腰壁等又は窓台等の高さが650mm 未満の場合に限る。）からの高さが800mm 以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm 以下であること。

(iii) 建築基準法施行令第117 条に規定される建築物にあっては、同令第126 条第1項に定める基準に適合していること。

④ 戸を子どもの指の挟み込みによる事故の防止に資する構造のものに取り替える工事
室内の戸を取り替える工事であって、施工後の戸に指の挟み込みによる事故の防止に資する対策が施されたものをいい、戸の取替えを伴わず、既存の戸に指の挟み込みを防止に資する装置等を取り付けるのみの工事は含まれない。指の挟み込みによる事故の防止に資する対策とは、施工後の戸が引き戸である場合、引残しの確保、戸当りクッションの設置又はソフトクローズ機能等の具備をいい、施工後の戸が開き戸である場合、ドアクローザー若しくはドアストッパー機能等又は吊り元部分に隙間が生じない構造の具備をいう。

⑤ 乳幼児が危険な場所に進入することを防止するための柵を取り付ける工事
チャイルドフェンス等を設置する工事をいい、住宅に固定されていないもの又は容易に取り外しできるものは含まれない。

⑥ コンセントを乳幼児の感電による事故の防止に資するものとして次に掲げる基準no
いずれかに適合するものに取り替える工事
(i) 差込口が開閉する構造であること。シャッター付きコンセントへの取替え工事をいう。
(ii) 乳児の手が届かない高さにあること。
コンセントを高い場所に移設する工事であって、施工後のコンセントの高さが新たに床からおおむね400mm以上となるものをいう。

●キッチン（台所流し、こんろ台その他調理のために必要な器具又は設備が一体として組み込まれた既製のユニットをいう。以下この号において同じ。）を対面式のもの（調理をしながら居室を見渡すことができる構造のキッチンをいう。）に取り替える工事（（６）③に該当する工事を除く。）

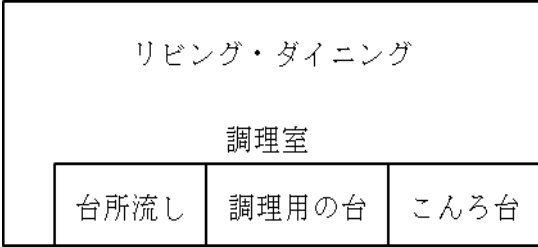
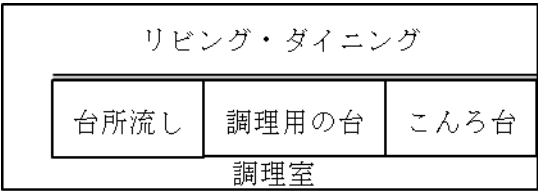
以下のような方法により、工事後のキッチンの台所流し、調理用の台及びこんろ台のうち、２箇所以上に正対して立った位置から、左右90 度を見渡した際に、リビング・ダイニングの過半を見渡すことができることが確認できる工事をいい、施工前に上記の基準を満たすキッチンについて行う工事は含まれない。なお、対面式のキッチンへの取り替えに伴い間取り変更工事を伴う工事については、（６）③に該当するものとする。

＜改修前のキッチン例＞

＜改修前のキッチン例＞

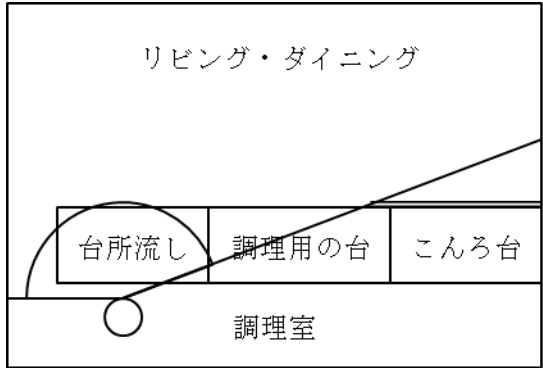
独立した居室となっている場合

リビング・ダイニングの一角にあり、リビング・ダイニングを背にして壁に面している場合

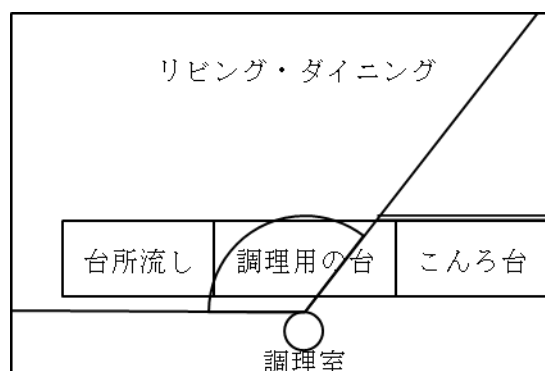


＜改修後のキッチン例＞

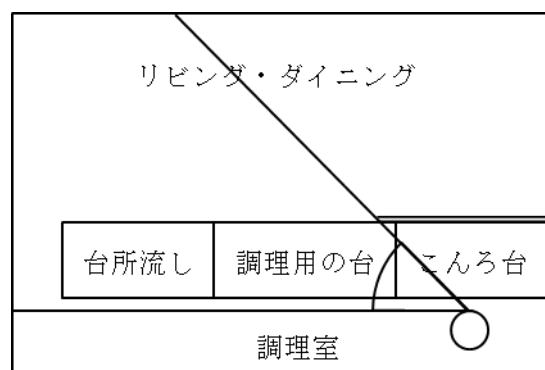
- ：調理者
- 扇型：調理者のリビング・ダイニングへの視野
- 二重線：調理室とリビング・ダイニングを隔てる間仕切壁（要件を満たしているもの）



○：台所流しに正対して立った位置から左右90度を見渡した際に、リビング・ダイニングの過半を見渡すことができる。



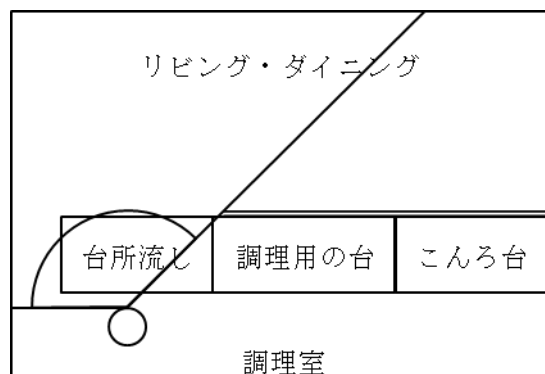
○：調理用の台に正対して立った位置から左右90度を見渡した際に、リビング・ダイニングの過半を見渡することができる。



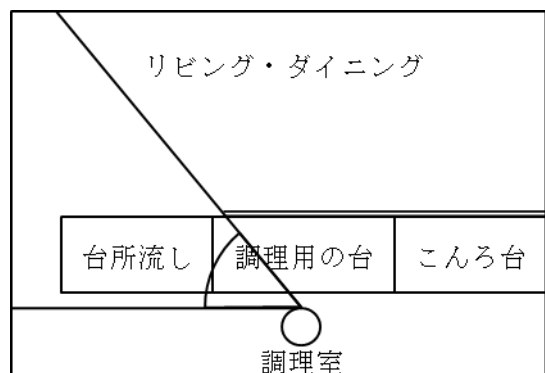
×：コンロ台に正対して立った位置から左右90度を見渡した際に、リビング・ダイニングの過半を見渡すことができない。

台所流し、調理用の台及びコンロ台の3箇所のうち、台所流し及び調理用の台の2箇所に正対して立った位置から、リビング・ダイニングを左右90度以上見渡すことができるため、要件を満たしている。

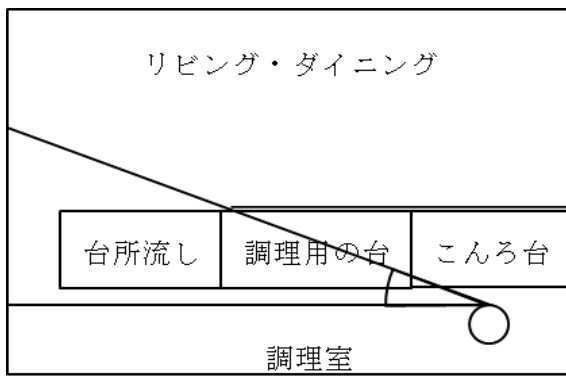
(要件を満たしていないもの)



○：台所流しに正対して立った位置から左右90度を見渡した際に、リビング・ダイニングの過半を見渡すことができる。



×：調理用の台に正対して立った位置から左右90度を見渡した際に、リビング・ダイニングの過半を見渡すことができない。



×：こんろ台に正対して立った位置から左右90度を見渡した際に、リビング・ダイニングの過半を見渡すことができない。

台所流し、調理用の台及びこんろ台の3箇所のうち、台所流しに正対して立った位置からのみ、リビング・ダイニングを左右90度以上見渡すことができるため、要件を満たしていない。

(3) 開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事（施工後に新たに評価方法基準第5の10の10-1(2)イ⑤に規定する侵入防止対策上有効な措置が講じられた開口部となるものに限る。)

玄関ドアの交換工事やサッシ及び窓ガラスの交換工事、面格子の設置工事で侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事が該当する。

「侵入防止対策上有効な措置が講じられた開口部」とは、次の表の左欄の各開口部の種類に応じ、右欄に掲げるいずれかの対策が講じられているものをいう。

開閉機構を有する開口部のうち、住戸の出入口として使用される開口部 (例：玄関ドア)	イ 次のa又はbのいずれかに掲げる戸及び錠が使用されていること。 a 侵入を防止する性能を有することが確かめられた戸（①のaからcまでに掲げる大きさの断面のブロックのいずれかが通過可能な部分を有するものにあつては、侵入を防止する性能を有することが確かめられたガラス（ウィンドウフィルムを貼付することにより侵入を防止する性能を有することが確かめられたものを含む。）が使用されているものに限る。）に、2以上の錠が装着されたもの。この場合において、1以上の錠は、侵入を防止する性能を有することが確かめられたものであり、かつ、デッドボルトが鎌式のものであること。また、1以上の錠は、戸に穴を開けて手を差し込んでもサムターンを操作できない仕様のものであること。 b aに掲げるものと同等の性能を有することが確かめられた戸及び錠 ロ 侵入を防止する性能を有することが確かめられた雨戸、シャッターその他の建具が設置されていること。
開閉機構を有する開口部のうち、住戸の出入口として使用されない開口部（例：腰高窓、掃き出し窓）	イ 侵入を防止する性能を有することが確かめられたサッシ（2以上のクレセント等が装着されているものに限る。）及びガラス（ウィンドウフィルムを貼付することにより侵入を防止する性能を有することが確かめられたものを含む。）が使用されていること。 ロ 「開閉機構を有する開口部のうち、住戸の出入口として使用される開口部」に規定するイに掲げる対策が講じられていること。 ハ 侵入を防止する性能を有することが確かめられた雨戸、シャッター、面格子その他の建具が設置されていること。

開閉機構を有しない開口部
(例：固定窓)

イ 侵入を防止する性能を有することが確かめられたガラス（ウィンドウフィルムを貼付することにより侵入を防止する性能を有することが確かめられたものを含む。）が使用されていること。
ロ 侵入を防止する性能を有することが確かめられた雨戸、シャッター、面格子その他の建具が設置されていること。

なお、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された製品は「侵入防止対策上有効な措置が講じられた開口部」の基準を満たす。

（４）棚その他の収納設備を増設する工事

棚やクローゼット等の収納設備を増設する工事が該当する。なお、既存の収納設備を改良する工事であっても、施工後に当該収納設備の収納量（床面積又は容量）が増加している場合は収納設備を増設する工事に該当すると解して差し支えない。また、住宅に固定されていないもの又は容易に取り外しできるものは含まれない。

（５）開口部、界壁又は界床の防音性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 窓の防音性を高める工事（施工後に新たに評価方法基準第５の８の８－４（３）ロ②に掲げる基準に適合し、又はこれと同等の防音性を有することとなるもの）に限り、（３）に該当する工事を除く。）

「評価方法基準第５の８の８－４（３）ロ②に掲げる基準に適合する工事」は、日本産業規格Ａ４７０６に規定する遮音等級がＴ－１以上であるサッシへの交換工事が該当する。また、「これと同等の防音性を有することとなる工事」とは、既存のサッシに内窓を設置して二重窓とする工事を想定している。なお、本基準を満たす窓への取り替え工事であって、（３）の工事にも同時に該当する場合、当該工事は（３）に該当するものとする。

- ② 界壁に防音上有効な下地材又は仕上げ材を取り付ける工事

新たに９．（３）②イ～ヲに規定する材料を使用した下地材又は仕上げ材を取り付け、かつ、そのための適切な施工がなされている工事を想定している。

- ③ 床仕上げ構造（評価方法基準第５の８の８－１（２）イ③に規定する床仕上げ構造をいう。）を重量床衝撃音（評価方法基準第５の８の８－１（２）イ①に規定する重量床衝撃音をいう。）又は軽量床衝撃音（評価方法基準第５の８の８－２（２）イに規定する軽量床衝撃音をいう。）の低減に資するものとするための工事

「重量床衝撃音の低減に資する床仕上げ構造とするための工事」とは、新たに乾式二重床下地構造材（評価方法基準第５の８の８－１（３）ロ②ｄ（ｉ）に規定する乾式二重床下地構造材であって、同（ｉ）の（ｂ）から（ｈ）まで又は（ii）に掲げる基準に適合するものをいう。）を取り付ける工事を想定している。この場合において、当該乾式二重床下地構造材の上に設けられる仕上げ材は、評価方法基準第５の８の８－１（３）ロ②ｃ（ｉ）から（vi）までに掲げる仕上げ材又は同②ｄ（ｉ）の（ａ）に掲げる基準に適合する木質系のフローリング材でなければならない。

「軽量床衝撃音の低減に資する床仕上げ構造とするための工事」とは、（一財）日本建築総合試験所が定めた「床材の床衝撃音低減性能の等級表記指針」における軽量床衝撃音低減性能がLL（I）－4以上の性能を有する床仕上げ材へ取り替える工事を想定している。

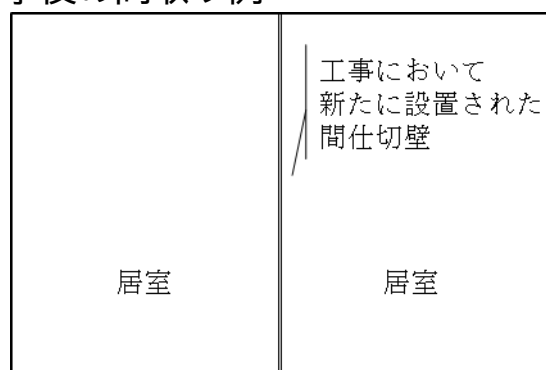
（６）間仕切壁の位置の変更をする工事であって、次のいずれかに該当するもの

「間仕切壁の位置の変更」とは、間仕切壁の位置を変え、取り外し、又は新たに設けるような、いわゆる「間取り変更」をいう。間仕切壁の位置の変更を伴う工事であって、次のいずれかに該当するものが対象である。なお、ここでいう「間仕切壁」には可動式のものも含まれる。

① 居間及び食事室に該当しない居室のうち専ら子どもの就寝、学習、遊びその他の用に供される居室を増設する工事

いわゆる「子ども部屋」を設けるための工事で、既存の居室を間仕切壁の設置により分割して子ども部屋を増設する工事などが該当する。「専ら子どもの就寝、学習、遊びその他の用に供される居室」に該当するかどうかについては、申請者に当該居室の用途を確認した上で判断するものとする。なお、居室に該当しない調理室、納戸、浴室、便所等や、子どもの就寝、学習等の用に供さない居間、食事室等の居室が増設されていることが図面や現地調査によって確認できた場合は、申請者への確認結果にかかわらず、該当するものとして判断することはできない。

<間仕切壁によって既存の居室を分割して子ども部屋を増設する場合の工事後の間取り例>



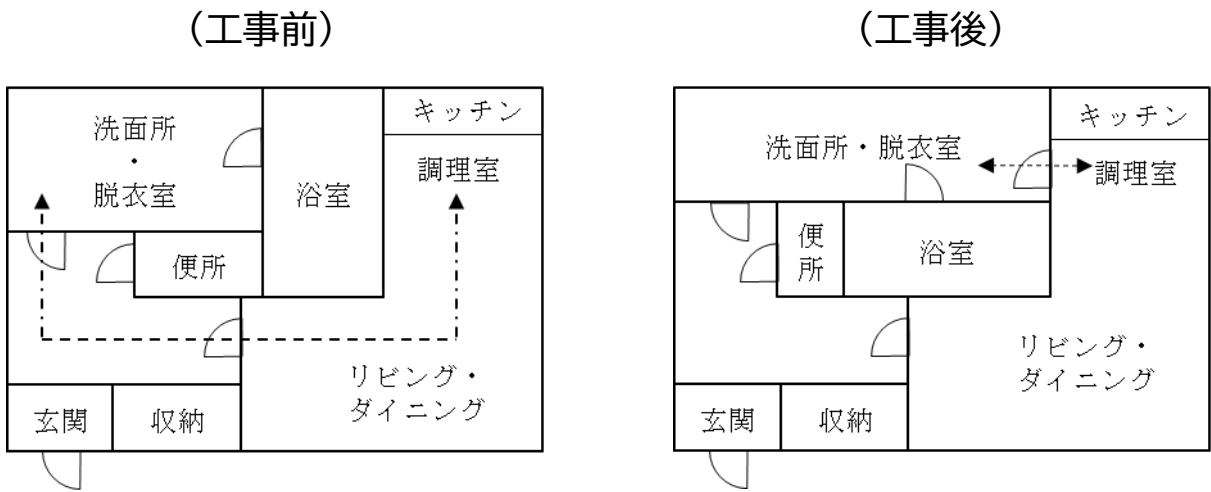
既存の居室の中央に新たに間仕切壁を設置し、片方を子ども部屋としている。

② 調理室及び洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備が設けられた洗面所、脱衣所その他の室を近接させる工事

調理や洗濯等の家事に係る負担を軽減するため、調理室及び洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備が設けられた洗面所、脱衣所その他の室（以下「洗面所等」という。）を近接させる工事をいう。

調理室及び洗面所等が近接したかどうかは、図面や現地調査に基づき、工事前後で調理室と洗面所等の行き来に係る距離が短縮したか否かに基づいて判断するものとする。

<調理室及び洗面所等が近接した場合の工事例>



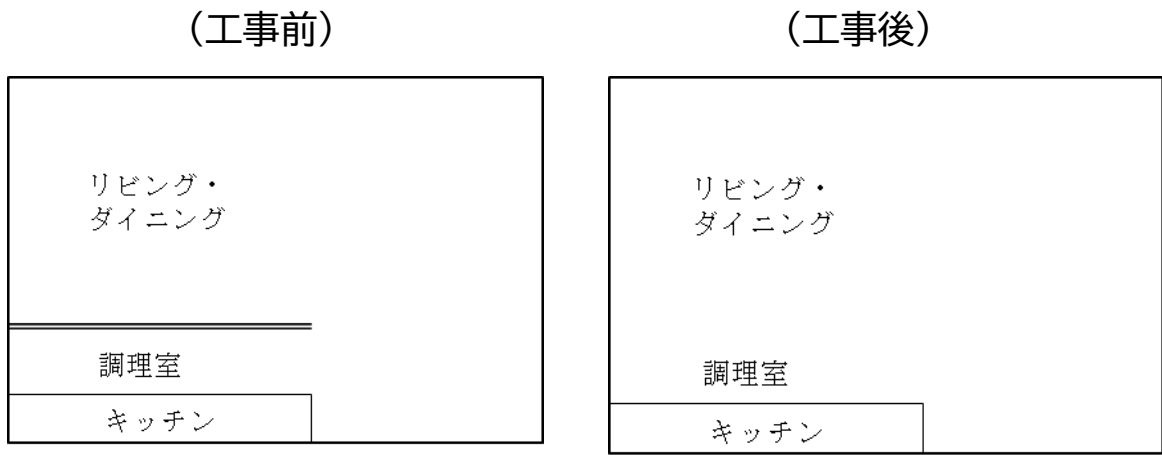
工事前後で調理室と洗面所等の行き来に係る距離が短縮している。

③調理をしながら居室を見渡しやすい構造とする工事

調理をしながら居室を見渡しやすい構造とするため、調理室とリビング・ダイニングを隔てる間仕切壁を撤去する工事や間取り変更を伴うキッチンの対面化工事をいい、施工前に対面式のキッチンとなっている場合は対象とならない。なお、間取り変更を伴うキッチンの対面化工事を行う場合、工事後に（２）に定める基準を満たしている必要がある。

<調理室とリビング・ダイニングを隔てる間仕切り壁を撤去する工事例>

二重線：調理室とリビング・ダイニングを隔てる間仕切壁



調理室とリビング・ダイニングの間の間仕切壁が撤去され、調理をしながら居室を見渡しやすい構造となっている。